

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
今治市、新居浜市及び西条市 以上、3市
2. 構造改革特別区域の名称
愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区
3. 構造改革特別区域の範囲
今治市、新居浜市及び西条市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 東予新産業都市としての発展

昭和39年12月に承認された「東予地区新産業都市建設基本計画」において、愛媛県東予地域（6市7町3村）は、重化学工業化を推進するため公有海面の埋め立てによって大規模な臨海工業団地を造成し、そこに企業誘致を進め工業団地を形成する拠点開発を推進してきた地域である。

こうした臨海工業団地では、産業道路・工業用水・下水道・工業排水の処理施設等の産業基盤が優先的に整備され、工業立地が促進された。これら臨海工業団地には、大手企業が進出するとともに、従来、市街地に立地していた地元中小企業も多数進出している。

また、東予地域には新居浜市を中心とした住友系企業の下請・協力会社が、協同組合を設立して集団立地している。新居浜市の工業源は別子銅山の開坑（1691年～1972年）に端を発し、銅、アルミ、ニッケル、重機械、一般機械を主とする製造工場が建設され、これらを基幹産業とする中小の下請企業が相次いで生まれ、工業集積が形成されている。

近年では、激化する国際競争を背景に組合員企業においては、独自の技術力、自社製品の保有、取引先の多様化を図るなどにより、自立型経営を目指す企業も少なくない。

(2) 地場産業としての発展 ～タオル産業と造船業

今治市を中心にしてタオル産業が集積した背景として、当該地方では古くから綿花が栽培されており、このため綿工業が発達した。綿工業は、他産地との競争や新たな事業展開を模索するなかで、綿ネル織機をタオル織機に改良し、タオル産業に転換を図った。この地域の産地には、タオル製織メーカーのほか、撚糸、染色、刺繍等の縫製業が集積し、社会的・地域的分業体制が整っており、多品種少量生産方式

にも柔軟に対応が可能であった。

こうした背景により今治タオルは、国内生産全体の6割を占め、全国一の「タオル産地」を形成して、今治市の基幹産業へと発展した。

一方、造船業の発達背景については、古くから海上交通が発達した瀬戸内海の中でも来島海峡は潮流が速く、来島海峡を航行する船が自然の良港である波止浜で潮待ちをし、その間に船の修繕を行っていたことから、造船業が発達したとされている。

また、来島海峡は瀬戸内海でも有数の漁場であり、漁業が発達したことに加えて、操船技術の蓄積による海運業が発達したことを背景に、近代的造船業の発展を遂げた。

(3) 国際交流の進展 ～国際競争化における国際交流の進展～

1985年のプラザ合意以降の急速な円高により、輸出産業の国際競争力が相対的に低下する一方、中国をはじめとするアジア経済の台頭により、これらの国から我が国への製品輸入は増加傾向にある。

こうした状況下において、地域の中小企業においては、従来型の大企業依存体質からの脱却を図るため、独自の技術開発による自社製品の保有あるいは産学官連携による研究開発への参画などにより、新たな事業展開への可能性を模索する動きが活発になっている。

厳しい経営環境に直面する地域の中小企業においては、自社製品の保有、技術力の向上のほか、取引先の多様化の動きもあり、国内企業の取引に止まらず、海外企業への販路を求める積極的な動きもみられる。さらに、自社工場の海外進出を通じた技術交流により、相互の人的交流、経済交流が進展している。

また、各地方公共団体においては、外国人研修生が受入れ企業をはじめ、周辺の地域住民と間のコミュニティのなかで相互理解を深めながら生活できるように外国人研修生を対象とする日本語教育、日本文化への理解を促す交流イベント等を積極的に開催し、国際交流の促進に努めているところである。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、外国人研修生・実習生の受入れを事業協同組合あるいは商工会議所等が行う場合、外国人研修生の受入れ枠を拡大することによって、愛媛県東予地域の主な産業である繊維関連製造業、一般機械関連産業及び造船関連産業において、外国人研修生が高度な技術、技能、知識を修得し、それを研修派遣国において活用することによって国際経済への貢献の実現を推進するとともに、我が国においては研修生の受入れ企業が新たに国際的な事業展開を目指すなど、積極的な国際交流の促進を通じた地域経済の活性化を図るための計画である。

本制度の規制緩和を契機にし、経済活動を中心とする国際交流が一層促進されることが期待できる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本特別区域においては、国際的な人事育成の観点、また、国際的な経済交流の促進の観点から、外国人研修生の受入れ人数枠の拡大を位置づけ、本特例措置の適用を受け、外国人研修・実習生の受入れが安定的に行われ、外国人研修・実習生が高度な技術、技能、知識を同地域で修得し、その成果を本国で発揮することを通じて技術移転に貢献することとなり、研修派遣国の技術、技能の向上が促進される。

また、我が国の地域経済においても、研修生受入れ企業が研修派遣国と現地合弁会社を設立して操業を行う際に、当該企業で研修した外国人研修生を積極的に登用することで、製造工程の指導的立場の人材を短期間に育成できるほか、技術専門用語に精通した研修生を通じた円滑な共同運営が可能になるほか、日本からの派遣技術者との交流の継続性がみられるなど、経済的利益の享受も相当程度認められており、こうした相互の国際的な経済交流を通じた国際交流が一層促進されることを目標とするものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

愛媛県東予地域には、今治市を中心とするタオル・縫製の産地が形成されており、また、新居浜市、西条市の臨海部を中心とする一帯には、一般機械、輸送機械（造船関連）等重厚長大産業が立地していたことから、これらの裾野産業として下請企業が多数集積しているほか、同業種の関連技術を持つ中小企業群が集積している。

本計画の実施により、外国人研修生の受入れ数が現在よりも約200名程度増加することが見込まれており、特に中国を中心とするアジア地域との経済上の国際取引の活発化、国際的な交流人口の増大が進展するものと期待できる。また、既に中国との姉妹友好都市を結んでいる地方公共団体においては、さらに国際友好関係の強化が図られるものと期待している。

8. 特定事業の名称

外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（506）

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

外国人研修生の受入れ事業を構造改革特別区域で円滑に実施するため、本計画申

請をしている地方公共団体において次のとおり事業を実施している。

- (1) 今治市 別表1のとおり
- (2) 新居浜市 別表2のとおり
- (3) 西条市 別表3のとおり

【別表 1】

地方公共団体名：愛媛県今治市

(1) 今治市においては、市内に在住する外国人の生活支援並びに日本の文化に対する理解の助けとなるよう次のとおり支援施策を講じ、国際交流の促進を図っている。

① 外国人研修生に対する日本語講習会

今治市の企業で受け入れている外国人研修生及び実習生に対し日本語講習等の非実務研修を行うことで、研修生等の生活及び文化交流を円滑にし、もって受入企業の実務研修の効率化を図り、今治市の産業振興と国際交流促進を目的として実施している。

《講習会詳細》

- 週 2 回（月・木曜日） 19 時～ 21 時に開催。講習会場は、今治勤労福祉会館
- 受講対象者は、今治地域等の企業が受け入れている中国人研修生及び実習生とする。
- 講習内容は、中国人向けの日本語日常会話や生活習慣の紹介を内容として、全 15 課程のテキストを作成し講習にあたる。
- 年間受講者数は、35 名（1 クラス）で月、木の 2 クラス 70 名に 4 ヶ月の講習期間を予定し、年間 3 期の総計 210 名を目標とする。
- 講習費用として、研修生 1 人当たり年間 1,000 円を受入企業から負担金を徴収する。

② 研修生受入団体が行う研修に対する施設の無償提供等

上記同様の目的で、研修生受入団体が独自に実施する実務・非実務研修に際し、市所有施設等の無償提供をすると共に、講師の派遣に協力し、今治市の歴史、文化、産業の理解に助力している。

③ 今治市国際交流協会に対する補助金交付等

④ 本協会は市民レベルの国際交流活動を促進し、諸外国の人々との相互理解と友好親善を深めることを目的としており、外国語講座の開催、文化講演のほか各種イベントを実施している。この活動に対し補助金（平成 19 年度 850 万円）を交付している。また、隔年で姉妹都市米国フロリダ州レイクランド市との高校生の相互派遣・受け入れも行っている。英語と日本語で書かれた情報誌である i-News（アイ・ニュース）を隔月で発行している。

また、外国人向けの今治市生活ガイド（中国語、韓国語、英語）を作成し、配布している。

【別表 2】

地方公共団体名：愛媛県新居浜市

(1) 新居浜市においては、市内に在住する外国人〈研修生を含む。〉の生活支援並びに日本の文化に対する理解の助けとなるよう、次のとおり支援施策を講じ国際交流の促進を図っている。

① 外国人研修生に対する支援策

- イ. 生活習慣学習としての市職員の出前講座
(ごみの収集、交通安全、防災管理等)
- ロ. 公共施設等での研修時における市職員による案内・説明
- ハ. 観光施設見学の際の施設使用料の減免
- ニ. 医師会の検診等公用車(マイクロバス)の無償供与
- ホ. 研修講座を実施する際の公共施設の施設使用料の減免

② 新居浜市在住の外国人への支援策

- イ. 「外国人のための日本語教室」開催
 - ・「新居浜日本語の会」に委託して、新居浜在住の外国人を対象に日本語教室の開催
- ロ. その他国際交流活動への支援
 - ・「国際交流パーティ」等の開催の後援並びに公共施設使用料の減免。
 - ・市の補助団体であるまちづくりサロンスタッフ会に登録している28団体のうち、「新居浜日本語の会」、「愛媛SSGクラブ新居浜支部SSG」、「新居浜ガイドクラブ」等の国際交流支援ボランティアも団体登録している。「着物を通じた日本文化体験事業」「七夕ゆかたパーティ」など国際交流関連事業を開催しており、それらの事業に対し事業経費を補助している。
 - ・新居浜市のパンフレット、ガイドブックの外国人向けパンフレットの作成。(翻訳を上記団体に依頼し、報償費を支払っている。)
 - ・英語、中国語、スペイン語で表記されたごみ収集カレンダーを作成し、外国人の方へ配布している。

【別表 3】

地方公共団体名：愛媛県西条市

(1) 西条市においては、市内に在住する外国人〈研修生を含む。〉の生活支援並びに日本の文化に対する理解の助けとなるよう次のとおり支援施策を講じ、国際交流の促進を図っている。

①外国人研修生に対する支援策について

外国人研修生を受入れている組合が研修計画を実行していく際、「西条市生活習慣学習」(座学)の開催に対して、西条市の担当職員が無償で出前講座を実施している。(例：ゴミの収集、消防対策、交通安全対策)

また、市内・市外の公共施設等の見学会を実施する際、マイクロバスの無償供与を行う等の支援策を講じている。

②国際交流団体に対する補助金交付等

● 「西条英語通訳ボランティアの会(通称：ELIS)」、「西条国際ボランティアの会」及び「丹原町国際交流協会」の活動に対して、「まちづくりボランティア事業費補助金」として各10万円を交付している。

● 各団体が行う交流イベント等(日本語教室の開催、中国語教室の開催、石鎚登山など)への市の施設の無償供与、市報・ホームページでの広報を積極的に行っている。

● ELISの活動については、西条市が直接招聘している国際交流員による英語指導を行うなど、団体が行う各種事業に対して、経済的、人的支援を行い、西条市に在住する外国人との相互理解を深め、国際交流を促進している。

③外国人と市民との交流事業の実施

市民の国際化に対する意識啓発を行うため、市民語学講座(英語、中国語、韓国語、日本語教師養成)、国際理解講座及び国際交流イベントを開催しており、国際交流の促進に努めている。

別紙 1

1. 特定事業の名称

506 外国人研修受入れによる人材育成促進事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

団体監理型による外国人研修生を受け入れている事業協同組合、商工会議所及び当該団体傘下の事業所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

別表4のとおり（「506の適用を受ける主体の特定の状況」）

(2) 事業が行われる区域

今治市、新居浜市及び西条市 以上、3市

(3) 事業の実施時期

事業の実施時期については、個々の外国人研修生受入れ事業を実施している組合並びに組合員等の事業により異なるものの、外国人研修生の受け入れに関する特例措置の適用については、別表4のとおりのお返事を得ている。区域内でのこの特例措置の潜在的需要が見込まれることから、当分の間、この計画を存続させるものである。

(4) 事業により実現される行為

従業員50人以下の中小企業において、外国人研修生の受入れ数が拡大されることにより、国際的な人材育成の促進の観点からはより多くの外国人研修生の受け入れが可能となることから、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の拡充が進み、地域における国際交流が促進される。

(5) 特定機関及び関係機関との連絡体制

① 特定機関

第一次受入れ機関については3ヶ月ごと、第二次受入れ機関については年1回

の直接訪問により現状を把握するほか、情報交換や指導を行っている。また、地方入国管理官署へ報告している研修実施状況の監査結果報告書を、第一次受入れ機関から市へ提出させるなど、日ごろから適切な連絡体制の維持に努めている。

また、第一次受入れ機関及び第二次受入れ機関等を対象とした研修会を年1回開催し、関係法令の周知徹底を図っている。

② 関係機関

地方入国管理官署については、法令の不知等による不適正事例の発生を防止するとともに、適正な制度の運用を図るため、指導を受けるなどして連絡体制づくりを図る。

地元警察署については、地域社会の発展及び国際交流への寄与のため、関係機関を交えた情報交換の場を年1回設けている。

また、前述の機関をはじめ、労働基準監督署や財団法人国際研修協力機構にも研修会の講師として協力をいただくなど、円滑な連絡体制に務めている。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置に必要性や要件適合性を認めた根拠

【主たる産業】

- ① 当該特区内に、研修生を受入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

<要件適合性を認めた根拠>

本特区内の主たる産業について、別添1のとおり地域における産業集積の状況を定性的かつ定量的に分析し、金属製品を含む一般機械関連産業、タオル製造・縫製を含む衣服繊維産業及び造船関連産業が主たる産業であると判断した。

【研修派遣国との経済的交流】

- ② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。

<要件適合性を認めた根拠>

取引額については、特区内の事業所を対象に書面調査を実施したところ、別表1のとおり集計結果を得たことから、いずれの産業においても過去1年間の取引額が10億円を上回っていることが明らかとなった。

【外国人研修生の帰国後の就業状況の確認】

- ③ 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事し

ていることが確認されていること。

<要件適合性を認めた根拠>

外国人研修生の帰国後の就業状況について、第1次受入れ機関を通じて書面調査したところ、別表2のと通りの集計結果が得られた。

今回、回答が得られた帰国者数は56名であり、その内訳として、「就業状況を確認できた人数」は54名、「就業状況を確認できなかった人数」は2名であった。ただし、「就業状況を確認できた人数」のなかには、「休職中」の者が5名含まれている。

この結果、本邦で修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していると判断できる人数は49名であり、これは「回答が得られた帰国者数」56名の87.5%に当たることから、大半が当該業務に従事していると判断する。

【特区に係る有効求人倍率】

- ④ 当該特区内に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。

<要件適合性を認めた根拠>

特区内の市町村を所轄する職業安定所（今治、新居浜、西条）の有効求人倍率は、別表3のとおり、愛媛県及び全国の有効求人倍率を上回っている。

(別添 1)

1. 特区内の「主たる産業」について（定性的分析）

愛媛県東予地域である申請地区である3市（以下、「特区」という。）における主たる産業は、次の3つに分類され、地域的集積性が認められる。

①金属製品を含む一般機械関連産業

新居浜市及び西条市においては、建設機械、産業機械の大手企業が立地しているため、下請企業あるいは関連事業としての部品供給等を行う中小零細企業が周辺に集積している。

②タオル製造・縫製を含む衣服繊維産業

今治市、西条市においては、全国の生産の約60%を占めるタオル産地が形成されており、縫製、衣服等繊維関連企業が集積している。

③造船関連産業

今治市、西条市を中心に、大手造船企業（船舶製造）が立地しているため、周辺地域に船舶造修関連技術を有する中小企業が集積している。具体的には、今治市には今治造船（株）本社、（株）新来島ドック大西工場（本社：東京）、西条市には今治造船（株）西条工場がそれぞれ立地している。

2. 特区内の「主たる産業」について（定量的分析）

特区内の産業集積を、業種別事業所数（平成17年工業統計）の構成比で見ると、繊維・衣服が30.8%と最も高く、次いで一般機械・金属が19.7%となっている。また、輸送機械（造船関連（船用部分品製造業等を含む。))は3.2%と、8番目に高い割合を示している。

従業者数（平成17年工業統計）の構成比では、一般機械・金属が21.3%と最も高く、次いで繊維・衣服が15.8%であり、輸送機械（造船関連（船用部分品製造業等を含む。))は6.3%で5番目に高い割合を示している。

さらに、工業出荷額の構成比で見ると、化学に次いで、一般機械・金属が9.8%、また、非鉄金属に次いで、輸送機械（造船関連（船用部分品製造業等を含む。))の6.9%が4番目に高い割合となっている。

以上のように、特区内の工業集積を平成17年工業統計で見ると、上述の3業種は特区内の主たる産業であると認められる。

別表 1

(単位:人、千円)

番号	企業名	本社所在地		連絡先		代表者名	従業員数	主たる製品	取引先	取引内容				記入者	
		〒	住所	電話	FAX					輸出する製品等	金額	輸入する製品等	金額	役職	氏名
1	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	今治市■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■	■■■■	船舶	中国	船舶	4,000,000			■■■■■■■■■	■■■■
2	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	西条市■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■	船舶	中国			船体ブロック	1,530,000	■■■■■■■■■	■■■■
造船関連産業 合計											4,000,000		1,530,000		
1	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	新居浜市■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■	■■■■	医療機器	中国		700,000	医療機器用部品	30,000	■■■■	■■■■
2	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	新居浜市■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■	■■■■	鍛造機械、一般産業機械	中国	鍛造機械	359,000			■■■■■■■■■	■■■■
3	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	西条市■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■	■■■■	医薬用水製造装置 半導体装置部品	中国	加工部品用材料	20,000	加工部品	70,000	■■■■	■■■■
一般機械関連産業 合計											1,079,000		100,000		
1	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	今治市■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■■■■■■	■■■■	■■■■	タオル製品	中国			タオル製品	14,760,000	■■■■	■■■■
繊維産業 合計											0		14,760,000		

(平成19年12月末に各企業へ照会した結果)

外国人研修・実習生に係る帰国後の就業状況の確認一覧

番号	日本での受入れ組合等					確認状況		帰国後の就業状況				本邦で修得した技術等を要する業務以外と判断した業務	未就業の内容
	受入れ組合等 (1次受入れ機関)	受入れ企業	所在地	電話番号	従事した業務	可	不可	企業名	所在地	主たる製品	本人が従事している業務内容		
1	伯方町商工会	池田縫製	今治市伯方町北浦乙200-1	0897-72-2475	縫製	○(採用企業に電話確認)		合肥・光制衣厂	合巢路九工里	婦人子供既製服	縫製工		
2	伯方町商工会	池田縫製	今治市伯方町北浦乙200-1	0897-72-2475	縫製	○(採用企業に電話確認)		合肥・光縫制衣厂	新中服装厂 恢厚楼604	婦人子供既製服	縫製工		
3	伯方町商工会	池田縫製	今治市伯方町北浦乙200-1	0897-72-2475	縫製	○(採用企業に電話確認)		合肥市	合肥市青年7号院内	婦人子供既製服	縫製工		
4	伯方町商工会	池田縫製	今治市伯方町北浦乙200-1	0897-72-2475	縫製	○(採用企業に電話確認)		合肥・光制衣厂	合巢路九工里	婦人子供既製服	縫製工		
5	伯方町商工会	池田縫製	今治市伯方町北浦乙200-1	0897-72-2475	縫製	○(採用企業に電話確認)		合肥・光制衣厂	合巢路九工里	婦人子供既製服	縫製工		
6	伯方町商工会	池田縫製	今治市伯方町北浦乙200-1	0897-72-2475	縫製	○(採用企業に電話確認)		合肥・光制衣厂	合巢路九工里	婦人子供既製服	縫製工		
7	愛媛アパレル工業協同組合	栴楠橋	今治市中日吉町1-5-22	0898-22-2859	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		阜阳汇丰服饰有限公司	阜阳市	服装	縫製工		
8	愛媛アパレル工業協同組合	栴楠橋	今治市中日吉町1-5-22	0898-22-2859	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)			合肥市				現在働いていない
9	愛媛アパレル工業協同組合	栴楠橋	今治市中日吉町1-5-22	0898-22-2859	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		阜阳汇丰服饰有限公司	阜阳市	婦人子供服	パタンナー		
10	愛媛アパレル工業協同組合	栴楠橋布帛工業所	今治市中日吉町1-5-25	0898-22-2866	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		阜阳汇丰服饰有限公司	阜阳市	婦人子供服	品質管理		
11	愛媛アパレル工業協同組合	栴楠橋布帛工業所	今治市中日吉町1-5-25	0898-22-2866	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		阜阳汇丰服饰有限公司	阜阳市	婦人子供服	縫製工		
12	愛媛アパレル工業協同組合	栴楠橋布帛工業所	今治市中日吉町1-5-25	0898-22-2866	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		合肥红利服装厂	合肥市	下着縫製	ミシンメンテナンス		
13	愛媛アパレル工業協同組合	栴村井捺染	今治市大正町6-1-17	0898-23-5202	染色	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		青島澳福针织服装有限公司	即墨市	ニット	染色加工		
14	愛媛アパレル工業協同組合	栴村井捺染	今治市大正町6-1-17	0898-23-5202	染色	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		青島澳福针织服装有限公司	即墨市	タオル関係	デザイン		
15	愛媛アパレル工業協同組合	栴村井捺染	今治市大正町6-1-17	0898-23-5202	染色	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		青島澳福针织服装有限公司	即墨市	タオル関係	染加工		
16	愛媛アパレル工業協同組合	栴アパレル工房栴楠橋	今治市波方町波方甲2481-2	0898-41-4760	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		合肥红利服装厂	合肥市	婦人下着	縫製工		
17	愛媛アパレル工業協同組合	栴アパレル工房栴楠橋	今治市波方町波方甲2481-2	0898-41-4760	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		合肥红利服装厂	合肥市	婦人下着	品質管理		
18	愛媛アパレル工業協同組合	栴アパレル工房栴楠橋	今治市波方町波方甲2481-2	0898-41-4760	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		合肥红利服装厂	合肥市	子供下着	縫製工		
19	愛媛アパレル工業協同組合	栴今治ニット	今治市大正町5-4-43	0898-31-4887	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)			即墨市				現在働いていない
20	愛媛アパレル工業協同組合	栴今治ニット	今治市大正町5-4-43	0898-31-4887	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		青島洪昌制衣有限公司	即墨市	婦人服	縫製工		

外国人研修・実習生に係る帰国後の就業状況の確認一覧

番号	日本での受入れ組合等					確認状況		帰国後の就業状況				本邦で修得した技術等を要する業務以外と判断した業務	未就業の内容
	受入れ組合等 (1次受入れ機関)	受入れ企業	所在地	電話番号	従事した業務	可	不可	企業名	所在地	主たる製品	本人が従事している業務内容		
21	愛媛アパレル工業協同組合	菊今治ニット	今治市大正町5-4-43	0898-31-4887	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		青島洪昌制衣有限公司	即墨市	婦人服縫製	ボタンナー		
22	愛媛アパレル工業協同組合	菊今治ニット	今治市大正町5-4-43	0898-31-4887	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		青島洪昌制衣有限公司	即墨市	婦人子供服	縫製加工		
23	愛媛アパレル工業協同組合	菊今治ニット	今治市大正町5-4-43	0898-31-4887	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		青島洪昌制衣有限公司	即墨市	婦人子供服	縫製加工		
24	愛媛アパレル工業協同組合	栴楠橋	今治市中日吉町1-5-22	0898-22-2859	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		安徽国际经济技术合作公司	合肥市	婦人子供服	縫製加工		
25	愛媛アパレル工業協同組合	栴楠橋	今治市中日吉町1-5-22	0898-22-2859	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		安徽国际经济技术合作公司	合肥市	婦人子供服	縫製加工		
26	愛媛アパレル工業協同組合	栴楠橋	今治市中日吉町1-5-22	0898-22-2859	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		安徽国际经济技术合作公司	合肥市	婦人子供服	縫製加工		
27	愛媛アパレル工業協同組合	栴村井捺染	今治市大正町6-1-17	0898-23-5202	染色	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		安徽国际经济技术合作公司	合肥市	婦人子供服	縫製加工		
28	愛媛アパレル工業協同組合	栴村井捺染	今治市大正町6-1-17	0898-23-5202	染色	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		安徽国际经济技术合作公司	合肥市	婦人子供服	縫製加工		
29	愛媛アパレル工業協同組合	栴村井捺染	今治市大正町6-1-17	0898-23-5202	染色	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		安徽国际经济技术合作公司	合肥市	婦人子供服	縫製加工		
30	愛媛アパレル工業協同組合	菊アパレル工房栴楠橋	今治市波方町波方甲2481-2	0898-41-4760	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		安徽国际经济技术合作公司	合肥市	婦人子供服	縫製加工		
31	愛媛アパレル工業協同組合	菊アパレル工房栴楠橋	今治市波方町波方甲2481-2	0898-41-4760	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		安徽国际经济技术合作公司	合肥市	婦人子供服	縫製加工		
32	愛媛アパレル工業協同組合	菊アパレル工房栴楠橋	今治市波方町波方甲2481-2	0898-41-4760	縫製	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)		安徽国际经济技术合作公司	合肥市	婦人子供服	縫製加工		
33	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	○(送り出し機関に確認)		南通大王五山巾被有限公司	南通市百花路1号	各種毛巾	織布運転工		
34	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	○(送り出し機関に確認)		南通大王五山巾被有限公司	南通市百花路1号	各種毛巾	織布運転工		
35	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	○(送り出し機関に確認)		昌邑市花源・造有限公司	昌邑市花池鎮鎮址	各種毛巾	布巾工		
36	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	○(送り出し機関に確認)		昌邑市花源・造有限公司	昌邑市花池鎮鎮址	各種毛巾	布巾工		
37	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	○(送り出し機関に確認)		昌邑市花源・造有限公司	昌邑市花池鎮鎮址	各種毛巾	布巾工		
38	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	送り出し機関による調査	○	(連絡が取れない)					
39	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	○(送り出し機関に確認)		南通大王五山巾被有限公司	南通市百花路1号	各種毛巾	布巾工		
40	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	送り出し機関による調査	○	(連絡が取れない)					

外国人研修・実習生に係る帰国後の就業状況の確認一覧

番号	日本での受入れ組合等					確認状況		帰国後の就業状況				本邦で修得した技術等を要する業務以外と判断した業務	未就業の内容
	受入れ組合等 (1次受入れ機関)	受入れ企業	所在地	電話番号	従事した業務	可	不可	企業名	所在地	主たる製品	本人が従事している業務内容		
41	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	○(送り出し機関に確認)		南通大王五山巾被有限公司	南通市百花路1号	各種毛巾	布巾工		
42	中四国経済交流事業協同組合	岡本産業㈱	今治市朝倉南甲92番地1	0898-56-2161	織布運転	○(送り出し機関に確認)		南通大王五山巾被有限公司	南通市百花路1号	各種毛巾	布巾工		
43	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
44	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
45	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
46	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
47	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
48	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
49	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
50	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
51	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
52	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
53	協同組合テックスタイル	(有)伊藤被服	新居浜市北内町3丁目12番25号	0897-41-7376	縫製加工業	電話		石家庄市化夏服装社	石家庄市元南路	洋服、及び縫製加工	縫製加工業	無し	
54	愛媛鉄鉄鋳物工業団地協同組合	桐豊和工業	西条市丹原町田野上方1016	0898-68-6161	鋳造	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)							
55	愛媛鉄鉄鋳物工業団地協同組合	桐豊和工業	西条市丹原町田野上方1016	0898-68-6161	鋳造	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)							
56	愛媛鉄鉄鋳物工業団地協同組合	桐豊和工業	西条市丹原町田野上方1016	0898-68-6161	鋳造	○(第1次送り出し機関を通じ電話とFAXで確認)							

19.11.22に帰国したばかりで、現在休職中

(平成19年12月末現在)

別表 2

外国人研修生・実習生の帰国後の就業状況について（概要）

外国人研修生の帰国後の就業状況について、特区内の組合等を通じ、以下により、書面調査を実施したところ、愛媛アパレル工業協同組合ほか4機関から有効回答を得た。

- ・実施時期：平成19年12月11日（火）～平成19年12月28日（金）
- ・実施方法：書面調査
- ・主 体：今治市、新居浜市及び西条市
- ・対象とした機関（第一次受入れ機関）：5機関
- ・回答機関数：5機関
- ・回答機関での研修・技能実習を終え、過去一年間に帰国した研修生数：56名

<概 要>

（単位：人）

組合等を通じて 回答を得た個人 （対象者数）	（1）確認できた人数				（4）確認で きなかった人 数
	就 業 者		未就業者		
	（2）帰国後、 本邦で修得した 技術、技能又は 知識を要する業 務に従事してい る人数	（3）帰国後、 本邦で修得し た技術、技能 又は知識を要 する業務以外 の業務に従事 している人数			
56	54	49	0	5	2

（注）上表の個別詳細は別紙のとおりとなっている。

別表3

職業安定所別有効求人倍率の推移について

各職業安定所	今治	新居浜	西条	愛媛県	全国	【参考】松山	
平成16年	10月	1.06	1.24	1.03	0.77	0.89	0.60
	11月	1.16	1.30	1.00	0.78	0.91	0.65
	12月	1.24	1.39	1.01	0.78	0.90	0.71
平成17年	1月	1.16	1.40	1.04	0.79	0.91	0.71
	2月	1.27	1.41	1.12	0.82	0.91	0.73
	3月	1.24	1.41	1.15	0.82	0.91	0.71
	4月	1.13	1.32	0.99	0.83	0.94	0.59
	5月	1.11	1.28	0.92	0.80	0.94	0.58
	6月	1.02	1.22	0.92	0.82	0.96	0.62
	7月	1.01	1.14	0.99	0.83	0.97	0.66
	8月	1.05	1.22	1.11	0.84	0.97	0.69
	9月	1.02	1.27	1.27	0.85	0.97	0.71
	10月	1.05	1.35	1.26	0.85	0.98	0.70
	11月	1.13	1.42	1.29	0.86	0.99	0.74
	12月	1.27	1.54	1.43	0.89	1.03	0.83
平成18年	1月	1.35	1.63	1.35	0.92	1.03	0.81
	2月	1.41	1.59	1.31	0.90	1.04	0.82
	3月	1.40	1.49	1.18	0.88	1.01	0.79
	4月	1.28	1.34	1.11	0.90	1.04	0.69
	5月	1.16	1.29	1.00	0.90	1.07	0.69
	6月	1.10	1.33	0.96	0.90	1.08	0.71
	7月	1.07	1.26	1.08	0.89	1.09	0.72
	8月	1.09	1.33	1.08	0.86	1.08	0.73
	9月	1.14	1.32	1.10	0.85	1.08	0.74
	10月	1.11	1.46	1.02	0.88	1.07	0.77
	11月	1.22	1.47	0.97	0.89	1.07	0.82
	12月	1.34	1.69	1.09	0.90	1.07	0.84
平成19年	1月	1.30	1.54	1.10	0.89	1.06	0.86
	2月	1.34	1.54	1.07	0.87	1.05	0.85
	3月	1.26	1.40	0.99	0.87	1.03	0.85
	4月	1.18	1.32	0.88	0.88	1.05	0.73
	5月	1.25	1.30	0.87	0.90	1.06	0.69
	6月	1.22	1.29	0.81	0.87	1.07	0.70
	7月	1.27	1.27	0.81	0.87	1.07	0.70
	8月	1.32	1.38	0.80	0.86	1.06	0.71
	9月	1.30	1.37	0.81	0.84	1.05	0.71
	10月	1.35	1.44	0.77	0.85	1.02	0.71

・有効求人倍率を、平成16年10月～平成18年10月までの間でみると、今治、新居浜、西条の職業安定所別有効求人倍率は、愛媛県及び全国を上回っている。

(注)

- 1.職業安定所別及び愛媛県の有効求人倍率の出所は、愛媛県労働局職業安定部「労働市場月報」
全国の有効求人倍率の出所は、厚生労働省職業安定局「一般職業紹介状況」
- 2.職業安定所の管轄地域は、次のとおりである。
○今 治：今治市(新居浜公共職業安定所管轄区域を除く)、越智郡
○新居浜：新居浜市、今治市のうち宮窪町四阪島
○西 条：西条市
- 3.職業安定所別有効求人倍率は原数値、愛媛県及び全国の有効求人倍率は季節調整値である。

別表 4

構造改革特区に係る特定企業一覧

～地方公共団体別企業数～

平成20年5月

	特定企業数	主たる産業
今治市	—	衣服繊維
新居浜市	—	衣服繊維
西条市	—	金属・一般機械
合計	—	

(注) 組合等を通じてアンケート調査を実施した結果、特例措置の適用を受けたいと意向を示した企業数を表している。